

！ 償却資産の申告はお早めに

会社や個人で工場や店などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方が、その事業を営むために所有する事業用資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日(賦課期日)現在で町内に所有している償却資産の申告が必要です。

申告対象者には11月下旬に償却資産申告書を郵送しましたが、まだ届いていない方はご連絡ください。

※申告は電子申告 (<http://www.eltax.jp/>) や郵送でも受け付けています。

※申告書を郵送で提出される方で、控用の返信を希望される場合は、必ず返信用封筒(切手貼付・宛名記入)を同封してください。

【提出期限】1月31日(木)

【提出・問合せ先】 税務課 ☎388-1112

★ **毎月19日は食育の日**

今月のテーマ おせち

おせち料理には、豊作や家内安全などそれぞれ願いが込められています。黒豆は、一年中「まめ(まじめ)」に働き、「まめ(健康的)」に暮らせるようにと食べられてきました。他の料理はどんな願いが込められているか、家族で話しながらおせちを食べてみてはいかがでしょうか。



ぎふ食育キャラクター キノタン

男女共同参画のすすめ

- 家庭では
「男女がともに
家事・育児・介護を分担しましょう」
- 職場では
「雇用における男女平等を進めましょう」

！ 郵便による不在者投票制度

郵便による不在者投票は、身体に重度の障がいのある方が自宅などの場所で、投票することができる制度です。対象となる方は、次の表に該当する方、または介護保険の要介護状態区分が「要介護5」に該当する方です。

郵便による不在者投票をするためには、事前に町選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付申請をする必要があります。

詳しくは町選挙管理委員会にお問合せください。

身体障害者手帳(障がい名)	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	×
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	△	○
免疫、肝臓の障がい	○	○	○

戦傷病者手帳(障がい名)	障がいの程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障がい	○	○	○	×
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

【問 合 先】町選挙管理委員会(総務課内)
☎388-1111(内線214・217)

😊 **新年企画「干支 亥年展」**

国内外から収集した干支の民芸品を多数展示します。亥をはじめとする個性豊かな十二支が皆さんのご来館をお待ちしています。

【展示期間】1月4日(金)～2月11日(月・祝)

【時 間】午前9時～午後5時

【場 所】歴史未来館

【休 館 日】月曜日
(祝日の場合はその翌日)

【問 合 先】歴史未来館 ☎388-0161



航空宇宙産業に
貢献する

株式会社 光製作所
羽島郡笠松町中野
☎387-4361

物流・商品在庫管理・海外輸出梱包

羽島梱包株式会社

岐阜県羽島郡笠松町北及1627
TEL 388-1147 FAX 388-2719